

### 東海発電所「クリアランス制度」対象物に係る 放射能濃度の確認証の受領と再生加工について

当社は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、平成 19年4月27日、放射能濃度の確認申請を行いました東海発電所の「クリアランス制度」\*1対象物(金属)約107トンについて、本日、経済産業大臣から放射能濃度の測定及び評価結果\*2に係る確認証を受領しましたので、お知らせします。

今回確認を受けた金属については、資源として有効活用するための再生加工を開始します。

- \* 1:原子力発電所の廃止措置や運転・保修に伴って、発生する廃材の中には、放射能濃度が極めて低く、人の健康への影響が無視でき、「放射性物質として扱う必要がないもの」と法令上定められているものも含まれている。これらを測定・評価し、基準値以下であることを確認したものをリサイクルしたり、処分することができる制度を「クリアランス制度」と呼ぶ。
- \* 2: 東海発電所の廃止措置工事で発生する撤去物のうち「クリアランス制度」対象物(それら対象物のうち金属の一部(約2,000トン))に係る放射能濃度の測定及び評価方法について、制度導入後、初めて平成18年6月2日に経済産業大臣宛に認可申請を行い、平成18年9月8日に認可を受けた。平成19年4月27日の確認申請は、この測定及び評価方法に基づくもの。

以上

#### <添付資料>

・東海発電所において用いた資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度についての 確認証の受領と再生加工

#### <参考資料>

- 1. 東海発電所 廃止措置の概要
- 2. 東海発電所における「クリアランス制度」対象物の取扱いについて

### 東海発電所において用いた資材等に含まれる放射性物質の 放射能濃度についての確認証の受領と再生加工

東海発電所は、平成 10 年 3 月に営業運転を停止し、平成 13 年 12 月より廃止措置 に着手して以降、現在まで計画どおり廃止措置工事を進めている。

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正(平成 17 年 12 月施行)により、クリアランス制度が制定され、「放射性物質として扱う必要がないもの」の取扱方法が定められた。

平成 18 年 6 月 2 日、東海発電所の廃止措置工事で発生する撤去物の一部(金属約 2,000 トン)について放射能濃度の測定及び評価方法に係る認可申請を経済産業大臣宛に行い、平成 18 年 9 月 8 日、認可を受けた。

この認可された方法に従い、平成 18 年 10 月から平成 19 年 4 月までに測定及び評価を完了した 約 107 トンの金属について、平成 19 年 4 月 27 日、放射能濃度についての確認申請を経済産業大臣宛に行い、本日、本申請に対する確認証を受領した。

今回確認を受けた金属については、資源として有効活用するための再生加工を開始する。

- 1. 放射能濃度についての確認申請概要(平成19年4月27日公表済み)
  - (1) 放射能濃度確認対象物が生じる施設の名称及び所在地

名 称 東海発電所

所在地 茨城県那珂郡東海村白方1番の1

(2) 確認申請対象となった「クリアランス制度」対象物

確認申請の対象は、東海発電所の廃止措置工事で発生する撤去物のうち、原子炉建屋から発生する金属の一部である。具体的には燃料取替機などの撤去工事で発生したものであり、その量は、炭素鋼 約107トンである。

(3) 測定・評価結果

確認申請対象となった「クリアランス制度」対象物は、全て省令\*1第2条で 規定される放射能濃度に係る基準を満たしていることを確認した。

\*1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第4項に規定する製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則

#### 2. 再生加工の概要

- (1) 鋳造品
  - ①加工対象 上記の金属 約107トンのうち 約20トン
  - ②用 途 ・応接テーブル、ベンチ、ブロック
    - ・原子力関連施設の遮へい体
  - ③加工先への搬出時期 平成19年6月6日(水)\*2~11月末(予定)
    - \*2 6月6日には第1回目として約4トンを搬出予定。

#### (2) 電炉製造品

- ①加工対象 上記の金属 約107トンのうち 約87トン
- ②用 途 ・原子力関連施設の建設工事で使用する鉄筋
- ③加工先への搬出時期 関係先との調整・準備が整い次第、実施する予定。

## 東海発電所 廃止措置の概要

### 東海発電所 主要経緯

- ・昭和41年7月25日 営業運転開始(炭酸ガス冷却炉、電気出力16.6万kW)
- 平成 1 0 年 3 月 3 1 日 営業運転停止

(32年間運転、累積発電電力量:290億672万kWh、累積設備利用率:62.9%)

- ・平成13年3月29日 原子炉内燃料取出し完了
- ·平成13年6月21日 発電所内全燃料搬出完了
- ・平成13年10月4日 原子炉等規制法に基づく「原子炉解体届」を経済産業省に提出
- ・平成13年12月4日 廃止措置に着手
- ・平成18年3月31日 第1期工事終了

・平成18年3月10日 原子炉等規制法の改正(平成17年12月施行)に基づく

廃止措置計画(平成18年度以降分)認可申請

・平成18年6月 2日 「クリアランス制度」対象物に係る放射能濃度の

測定及び評価方法の認可申請

・平成18年6月30日 廃止措置計画の認可

·平成18年8月17日 熱交換器撤去等工事着手

・平成18年9月 8日 「クリアランス制度」対象物

に係る放射能濃度の測定及び

評価方法の認可受領

・平成19年4月27日 放射能濃度の確認申請

・平成19年5月31日 放射能濃度の確認証受領

### 東海発電所 廃止措置の概要

#### [基本方針]

- ・原子炉領域は、約10年間の安全貯蔵の後、解体徹去。
- 原子炉領域以外の付属設備等は、安全貯蔵期間も含め順次徹去。
- ・解体徹去後の跡地を、有効利用が可能な状態に戻す。

●全 工 程:約17年間

タービン他周辺機器撤去等…平成13年度より約5年間

熱交換器撤去等…平成18年度から約5年間

原子炉領域解体等…平成23年度から約7年間

●完了予定時期 : 平成30年3月(2018年3月)



原子炉建屋

参考資料 1

#### 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 建屋等 年度(平成) 解体撤去 原子炉領域安全貯蔵 原子炉領域 解体撤去 廃止措置全体工程 原子炉領域以外の撤去

[凡例] :低レベル放射性廃棄物 - :「クリアランス制度」対象物 | :放射性廃棄物でない廃棄物

#### 《廃棄物の発生量》

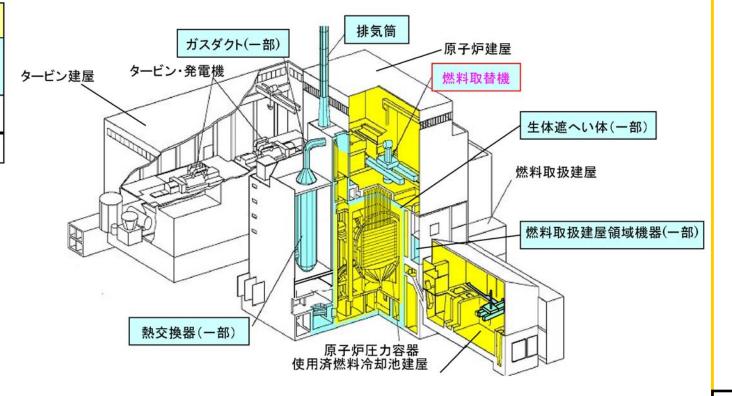
《廃棄物の発生量》			()内は比率
低レベル放射性廃棄物			約 23,500トン (約 12%)
クリアランス対象物	金属 コンクリート他	約 4,900トン <sup>※1</sup> 約 35,400トン <sup>※2</sup>	約 40,200トン (約 21%)
放射性廃棄物でない廃棄物			約 128,700トン (約 67%)
合 計			約 192,400トン

※1: 測定・評価方法の認可分(約2,000トン分)のうち、今回の確認証の対 象は、燃料取替機の一部など約107トン分。

※2:コンクリートの大部分は、建屋等撤去で発生。

注1)表中の値については、百トン単位に切り上げ。 (端数処理のため、合計値等が一致しないことがある。)

注2)このほか、運転中に発生した廃棄物の一部(現在発電所内に保管) がある。



## 東海発電所における対象物の取扱い手順

経済産業省による対象物測定評価方法の認可

測定・評価する放射性物質の種類、測定・評価 方法、対象物の管理方法等の審査

対象物の選定

撤去工事などで発生する撤去物から選定

仕分け、分別等

形状による仕分け、分別必要に応じて細断、除染

基準値以下であることの測定・評価

国によって認可された方法による測定・評価の実施

「確認待ちエリア」に保管

国による確認が行われるまでの間、分別管理

経済産業省による対象物測定・評価結果の確認

国による全数記録確認、必要に応じ抜き取り測 定

「搬出待ちエリア」に保管

搬出

再利用

加工先への搬出までの間、分別管理

搬出時に、念のため、ゲートモニタで放射線の チェック

当面の間、当社及び原子力関係機関で再利用

「クリアランス制度」対象物測定装置



測定方法	専用容器に収納して測定	
専用容器寸法(m) 測定容量 測定重量	1.3 (W)×1.3 (L)×1 (H) 1.5m <sup>3</sup> 以内 1トン以内	
測定時間	約 12 分	

### 測定後は分別管理されたエリアに保管



ゲートモニタによる構外搬出時のチェック



## 国際的に認められた安全基準を下回っていることを確認します

### ●クリアランス制度の基準値

クリアランス制度の基準値はクリアランスレベルと呼ばれ、放射性物質の種類ごとに決められています。 このレベルは放射性物質として取り扱う必要のない放射能レベルです。

クリアランスレベルは、原子力発電所から搬出されたものが、どのように加工、再利用あるいは廃棄物として埋め立てられても、人が受ける放射線量が年間 0.01 ミリシーベルト\*を超えないことを目安に定められています。

※日常生活において自然界の放射線から受ける線量(年間平均2.4 ミリシーベルト)の100分の1以下

### ●わが国における放射性物質のクリアランスレベル

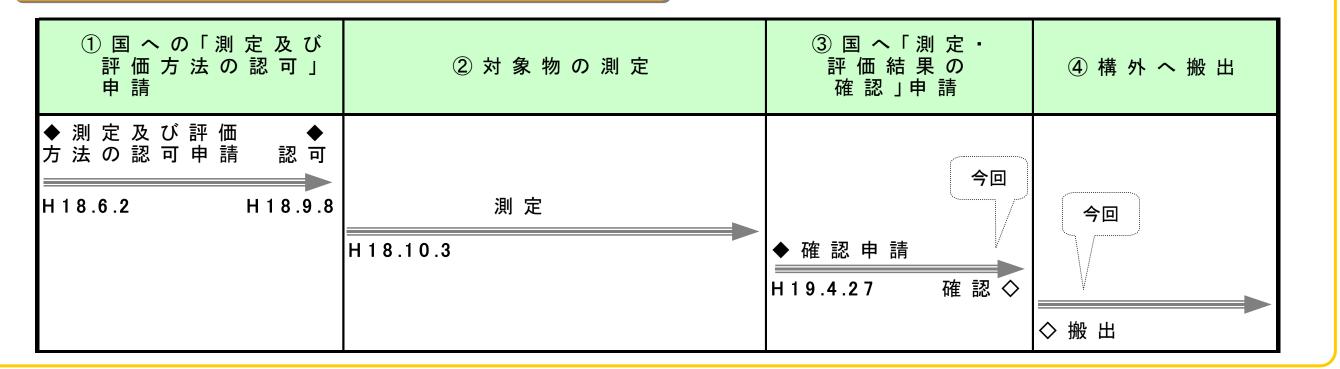
わが国では、クリアランスレベルとして国際原子力機関 (IAEA) の最新の勧告値を採用し、クリアランス制度を導入しました。 $(2005\ \pm)$ 

海外では、既に多くの実績があります。

国	事 例	実 績			
ドイツ	グンドレミンゲン発電所等の解体	約 15,000 t (主に金属スクラップ)			
イギリス	カーペンハースト濃縮工場の解体	約 7,000 t(アルミ)			
スウェーデン	国内外の発電所等から発生した金属スクラップの溶融処理	約 8,000 t(金属)			
フィンランド	ロビーサ、 オルキルオト発電所	・原子力発電所 約 10t/年(金属) ・オルキルオトの例 約 300 t(金属)			
カナダ	ジェントリ1、 チョークリバー発電所	・チョークリバーの例 約 840 t(金属)			

・米国は、クリアランスレベルを設定していないが、多くの施設において、 案件ごとに国の承認を得て再利用、処分を実施している。

# 東海発電所「クリアランス制度」に係る主な手続き



# 東海発電所「クリアランス制度」対象物の当面の再利用方法

今回対象となった金属は、溶融等を行い、鋳造品や鉄筋等に加工し、当社及び原子力関係機関、原子力関連施設建設工事で活用する予定である。

